

# 救世観音の夢告を受け結婚

行者宿報設女犯、我成玉女身被犯

一生之間能莊嚴、臨終引導生極樂

この夢は、『親鸞伝絵』には聖人31歳、建仁3年(1203)4月5日のこととする。この偈文の大意は、

仏道を修める者が、何かの宿縁によって女性と結ばれることがあるならば、救世観音がその女性になり代りましょう。そして、一生の間その行者によく仕え、死に臨んだ時、極楽へ導いていきましょう。

というのである。

聖人が六角堂でこの夢告を得たのは建仁3年ではなく、2年前の建仁元年のことであったとの説がある。それは『親鸞伝絵』の著者覚如上人が年数を誤記したもので、恵信尼の手紙にある建仁元年の「太子示現の文」というのは、実は「行者宿報」の偈文であって、六角夢想と太子示現とは同一のできごとであるというのである。また、六角夢想と太子示現とは、同じく建仁元年のことであるが、別個のものであるとの説もある。

建仁元年に、聖人が山を降りて六角堂に祈念した時、その苦悩の中には女性の問題も含まれていたことであろう。しかし、その悩みの中心は、先にも述べたように、念仏門に入ることについての決断を求めてであったと考えられる。したがって、太子示現の文は自力の行に行き詰った聖人が、他力念仏に入るべき指針となるべき内容を持つものでなければならない。この文の指示に基づいて、やがて法然聖人門下に至り、専修念仏の真意を領得したものと見られる。そして、法然聖人の、

現世を過すには念仏を称えられるようにせよ。念仏の妨げとなるものは全て厭い捨て止めるべきである。聖であって念仏ができないならば妻帯して

念仏せよ。妻帯したために念仏ができないならば聖になって申せ。

との意向のもとに結婚を決意する訳で、それが「行者宿報」の偈文であると見られる。したがって、まず建仁元年の春、太子の偈文(これは「廟屈偈」と考えられる)によって浄土門への帰入を決意し、法然聖人の許で専修念仏による救いを体得し、建仁3年4月5日の六角堂夢想の「行者宿報」の偈文によって、念仏者が結婚することへの指示を得たと理解すべきであろう。

なお、六角夢想を建仁3年の2年後の元久2年(1205)とする説もあるが、この問題について、ここではこれ以上論じないが、建仁元年か3年か、または元久2年かというその年時の考定はともかく、太子示現と六角夢想は全く別個であるべきだということを強調しておきたい。(千葉乗隆)